

緑化計画の手引き

令和4年7月改正版



板橋区土木部みどりと公園課

はじめに

板橋区では、未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”という将来像を目指して良好な都市環境づくりのためのいくつかの施策を展開しています。これらのひとつに「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」の規定に基づく公共施設・民間施設の緑化指導制度があります。

この制度は、区内の公共施設・民間施設を緑化することにより、緑豊かで良好な都市環境の実現を図ることを目的として、建築工事等に際しての緑化基準を示したものです。

昭和54年にこの制度が開始されて以来、多くの緑が創出され都市環境の向上に貢献してきました。この間、社会・経済状況、区民の生活スタイルは大きく変化し、生活環境における緑に対する考え方や価値観もまた、変化を続けております。同時に、生活や生き方の多様化が進み、緑に求められる機能も細分化されています。

こうした状況を受けて、緑化指導制度についても、量から質への転換を図ると共に、緑に対する多様な価値の創造に応えることができるよう、令和4年7月に改正を行いました。

都市の緑化が都市環境の改善に果たす役割が年々重要なものとなってきている今日、事業者の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

本書は、公共施設・民間施設の緑化指導に関する条例・施行規則・緑化基準の内容、手続きの手順などをわかりやすく解説したものです。緑化計画策定の際に参考として活用いただければ幸いです。

2022年7月

根拠条例

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例』（昭和54年板橋区条例第36号）

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則』（昭和54年板橋区規則第42号）

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準』（平成14年板橋区告示第67号）

<緑化指導に関する問い合わせ先>

板橋区役所土木部みどりと公園課みどり推進係

板橋区板橋二丁目66番1号 南館5階

電話 3579-2533 Fax 3579-2547

E-mail d-midori@city.itabashi.tokyo.jp

目次

1 緑化計画の届出対象となる行為	- 1 -
2 手続の流れ	- 3 -
3 提出書類	- 4 -
完了検査の実施	- 8 -
4 【地上部】 地上部必要緑化面積の計算	- 9 -
5 【地上部】 「緑化面積」として算入可能なもの	- 11 -
6 【地上部】 緑化計画の基準	- 15 -
7 【地上部】 植栽本数の基準について	- 17 -
8 【接道部】 必要接道部緑化延長	- 20 -
9 【接道部】 緑化計画の基準	- 21 -
10 【屋上部】 屋上部必要緑化面積の計算	- 22 -
11 【屋上部】 「緑化面積」として算入可能なもの	- 23 -
12 【屋上部】 緑化計画の基準	- 24 -
13 【壁面緑化】 緑化計画の基準	- 25 -
14 【公開空地】 緑化計画の基準	- 27 -
15 緑化計画の注意事項～緑のネットワーク形成への配慮～	- 28 -
16 緑化計画の参考資料～樹種リスト～	- 30 -

1 緑化計画の届出対象となる行為

開発行為
宅地造成行為
建築行為 } のいずれかのうち、事業面積が350㎡以上のもの

法令手続※の前に、区に緑化計画の届出が必要

※建築確認申請書の提出など

板橋区内で「対象となる行為」(下表)のいずれかに該当する行為を行う場合は、法令に基づく手続きを行うより前に、その土地および建築物の緑化に関する計画(以後「緑化計画」といいます)を策定し書面により区長へ届け出なければなりません。

また、緑化計画に基づく緑化が完了した場合(以後「緑化完了」といいます)は、すみやかにその旨を書面により区長へ届け出なければなりません。

届出が必要にも係わらず、届出が無い場合や届出の内容と現地が異なる場合には勧告することがあります。

▼対象となる行為

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可を受けて行う開発行為
- 2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けて行う建築物の建築または第18条第2項の通知により行う建築物の建築

▽注意▽

事業行為の内容によっては、板橋区の緑化計画以外にも、以下の届出が必要です。詳細は、問合わせ先に記載した各部署にご確認ください。

【東京都】自然保護条例

事業面積が1,000㎡以上(公共施設は250㎡以上)の場合、東京都の自然保護条例(条例第14条、第47、第48条)に基づく、緑化計画書の届出が必要です。

▼対象となる行為

対象規模	問合せ先
事業面積が1,000㎡以上 ※公共施設は250㎡以上	東京都庁 東京都環境局 自然環境部 緑環境課 指導係 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎 電話 03-5388-3554(直通)

【板橋区】景観計画

建築物の新築・増築・外観の変更等（以下の条件に該当する規模）を行う場合、開発行為（区域面積500㎡以上）を行う場合等には、景観法および板橋区景観条例に基づく事前協議および届出が必要です。

事前協議は、建築確認申請等の60日～90日前に行う必要があります。

▼対象となる行為

事業内容	対象エリア	対象規模	問合せ先
建築物の新築・増築・外観の変更	景観形成重点地区（板橋崖線軸地区および石神井川軸地区）	規模に関わらず全て	板橋区役所 都市整備部 都市計画課 都市景観係 電話 03-3579-2549（直通）
	一般地域	以下のいずれかに該当するもの ・延べ面積 2,000㎡以上 ・敷地面積 1,000㎡以上 ・高さ 20m以上	
開発行為	区域面積 500㎡以上		

※上記以外にも、届出対象となるものがあります。

用語解説

事業面積 …………… 建築行為等を行う土地の面積をいいます。

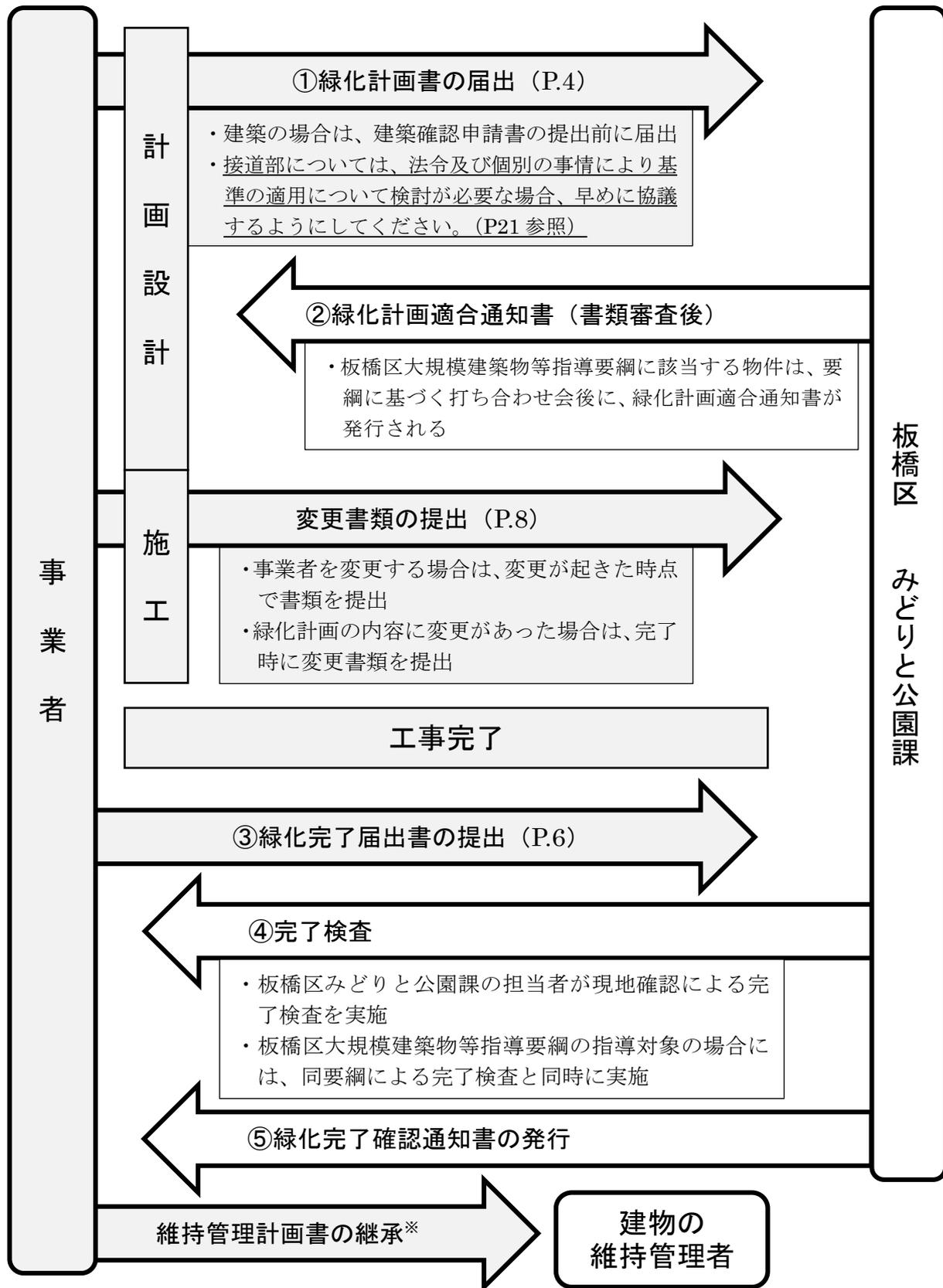
開発行為 …………… 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行う開発

宅地造成行為 …………… 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成

建築行為 …………… 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認を受けて行う建築物の建築または第18条第2項の通知により行う建築物の建築

2 手続の流れ

各種法令に基づく手続き（建築確認申請書の提出など）を行う前に、①緑化計画届出書を提出してください。」「



3 提出書類

緑化計画書の届出



緑化計画書とは
土地や建築物への植栽場所や緑化面積について記したもの
区で定める様式・書式に従って作成し、区長に届け出る

・提出場所は、板橋区役所（南館5階） みどりと公園課
電話 3579-2533

A4サイズでファイル綴じし、正・副 各1部を提出

▼緑化計画書の様式・書式一覧

	書類名	記載内容
緑 化 計 画 書	1 緑化計画届出書	必要事項を記入してください。
	2 事業概要書	緑化の基準に従って算出した数値を記入してください。 ※樹木形状換算表については、必要な場合のみ添付してください。
	3 緑化概要書	
	4 緑化面積および 植栽量計算書	
	5 屋上部緑化面積計算表	
	6 樹木形状換算表	
	7 東京都・自然保護条例	
	8 現況写真	事業地の状況が把握できるものを添付してください。（正本のみ）
	9 案内図	住宅地図等を用いて事業地を太線で囲み、所在地の地番および住居表示を記入してください。 また、現況写真の撮影方向を記入してください。
	10 事業面積求積図	三斜求積を基本としますが、CADによる座標求積も可能です。ただし、主な寸法・縮尺は明記してください。 三斜求積の場合は求積表と計算式を記入してください。 複数の建蔽率で構成される場合には区域ごとに分けて求積してください。 また、方位の記入をお願いします。
	11 緑化面積求積図	緑化面積とする場所の面積を種別ごとに分けて求積し、求積表または計算式を記入してください。 三斜求積を基本としますが、CADによる座標求積も可能です。ただし、主な寸法・縮尺は明記してください 植込地内に排水桝等がある場合は、図面に表示して緑化面積から控除してください

12	自主管理歩道求積図	自主管理歩道がある場合は自主管理歩道面積を求積してください。
13	植栽計画書	緑化面積とする場所に植栽する樹木を表示して、数量表に名称・形状寸法（樹高・幹回り等）本数等を記入してください。 緑化面積の種別ごとの数量表をつけてください。
14	植栽計画立面図	道路からの視点による立面図に植栽を記入してください。 フェンス等がある場合には記入してください。
15	建築平面図・立面図	計画する建築物の各階の建築平面図を提出してください。屋根・ひさし・バルコニー・出窓等の位置も記入してください。 建築立面図は二方向分作成してください。
16	構造図	屋上部植込地については断面図、接道部植込地内にフェンスを設ける場合にはフェンスの構造図、壁面緑化については立面図と補助資材の構造図を、その他緑化計画の審査に必要な図面を提出してください。

緑化完了届出書の提出



緑化完了届出書とは
工事完了写真や植栽竣工図などについて記したもの
工事完了後、区で定める様式・書式に従ってすみやかに作成し、区長に届け出る

- ・提出場所は、板橋区役所（南館5階） みどりと公園課
 電話 3579-2533
- ・板橋区大規模建築物等指導要綱の指導対象の場合は、同要綱による完了検査の前に提出

A4サイズでファイル綴じし、1部を提出

▼緑化完了届出書の様式・書式一覧

緑化完了届出書	1 緑化完了届	必要事項を記入してください。
	2 事業概要書	変更があった場合は添付してください。
	3 緑化概要書	
	4 緑化面積および植栽量計算書	
	5 屋上部緑化面積計算表	
	6 緑被面積計画表	
	7 完了写真	緑化の完了状況が場所ごとに把握できるものを添付してください。
	8 事業面積求積図	変更があった場合は添付してください。
	9 緑化面積求積図	
	10 植栽竣工図	竣工図の中には、完了写真の撮影方向を記入してください。 （植栽計画図に変更があった場合には図面を修正してください）
	11 構造図	緑化計画の審査に必要な施設の構造が変更となった場合に添付してください。
	12 維持管理計画書	緑化計画の維持管理に関する必要事項を記入してください。（次ページ参照）

維持管理計画書の作成

▼維持管理計画書への記載項目

項目	記載内容
維持管理者	維持管理の代表者を記載（完了時点での想定）
緑化計画で工夫した点 又は配慮した点	植栽地がどのような意図で設計されたのかを記載 ◆記載例◆ <ul style="list-style-type: none">・高木による夏の木陰で、建物入口広場を涼やかにする・近隣の樹林地との連続性を保つ樹種を選定し、鳥や小動物の移動経路となるよう設計・樹形の美しい既存の大木を、集合住宅のシンボルとして保存
維持管理の頻度	整備された植栽地の維持管理頻度等を記載

変更書類の提出



以下の変更があった場合に提出する

提出時期や部数は下表のとおり

- ・ 届出者の変更
 - ・ 緑化計画の内容の変更
 - ・ 適合通知発行後の計画の中止
- ・ 提出場所、相談先は、板橋区役所（南館5階） みどりと公園課
電話 3579-2533

▼変更書類一式

変更書類など	届出者の変更 ……届出者変更届 ※相続・合併その他の理由で、届出者の変更をする場合は、 <u>変更が起きた時点で</u> 届出者変更届を1部提出
	緑化計画の内容の変更 …… <u>完了時に</u> 、A～Fのうち、変更箇所のある書類を提出 A 事業概要書 B 緑化概要書 C 緑化面積および植栽量計算書 D 屋上部緑化面積計算表 E 緑被面積計画表 F 緑化面積求積図
	適合通知発行後に計画が中止になった場合担当窓口にご相談

完了検査の実施



緑化完了届出書が提出されたのちに、現地確認による完了検査を行います

完了検査で合格すると、区が「緑化完了確認通知書」を発行します

4 【地上部】地上部必要緑化面積の計算

地上部緑化対象面積の算出

地上部緑化対象面積＝事業面積－控除施設等面積^{※1}

※1 控除施設等面積とは

- ・公共施設又は公益施設として公共団体に帰属する施設（ただし公開空地及び提供公園を除く）
- ・大規模建築物等指導要綱に基づく自主管理歩道（自主管理歩道内に緑化をしない場合）

地上部必要緑化面積

＝地上部緑化対象面積 × (1-建蔽率^{※2}) × 地上部緑化率

※2 緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物等）を受けている場合は緩和後の率とします
（建蔽率が100%になる場合は90%に置き換えて計算）

▼緑化率一覧

事業面積	緑化率
700 m ² 未満	0.2
700 m ² 以上 850 m ² 未満	0.25
850 m ² 以上 1000 m ² 未満	0.3
1000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.35
5,000 m ² 以上	0.4

地上部の必要緑化面積の30%までを、建物上（屋上・壁面）の緑化に振り替えることができます

複数の建蔽率が含まれる土地の場合

複数の建蔽率によって構成される土地の場合は、異なる建蔽率ごとの土地の必要緑化面積を求めて、それらを合計します。

▼例：建蔽率 100%と 70%によって構成される土地

条件

- ・ 事業面積 …900 m²
- ・ 建蔽率 ……100%=200 m²
- ……………70%=700 m²
- ・ 建築行為等 通常
- ・ 建築物の用途 共同住宅
- ・ 移管する施設 ……なし



必要緑化面積

200 m² × (1 - 0.9) × 0.3 = 4 m²

700 m² × (1 - 0.7) × 0.3 = 63 m² 計 67 m²

用語解説

必要緑化面積 ……必要緑化面積算出式から導かれる、建築行為等を行う土地と建築物に確保しなければならない最小の緑化面積をいい、地上部と屋上部にそれぞれ必要となります。

建蔽率 ……建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定により定められた値をいいます。

5 【地上部】「緑化面積」として算入可能なもの

地上部緑化面積

⇒ 緑被地面積 + (単独木の緑被面積 × 本数) + 緑化施設面積⁽³⁾
 + 公開空地⁽⁴⁾ + 生けがき + 樹林・竹林

緑化面積に加算できる植物

緑被地、単独木、生垣、樹林及び竹林を緑化面積に算入できます。

地被類を緑化面積に算入するには、樹木と一体的に植栽されている必要があります。

コケも地被類に含めますが、修景目的での一部使用のみ認めます。

用語解説

用語		定義・条件
緑被地		樹木又は樹木と地被類で構成された植込地
緑被面積		樹高に応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積
樹木	高木	植栽時の樹高が 3.0m より大きい
	小高木	植栽時の樹高が 2.5m 以上 3.0m 以下 かつ、成木時 3.0m 以上
	中木	植栽時の樹高が 1.0m 以上 2.5m 未満
	低木	植栽時の樹高が 0.3m 以上
地被類	芝 多年生草本 木本性つる植物 など	・ 永続性があること ・ 樹木と一体的に植栽されていること
	一年生草本	以下の条件を全て満たすこと ・ 他の植込地と一体的に整備されていること ・ 維持管理の体制が担保されている花壇・市民農園等であること
	コケ類	修景目的での一部使用に限る（和風の修景など）

▼緑化面積の算入方法

区分	構成要素		算入方法	条件	計算式
緑 被 地	樹木		実面積	樹木が適切な密度で植栽されている 樹木と地被類が一体的に植栽されている	三斜法や CAD 求積により 実面積を算出
	地被類				
生 け が き	新植		緑被面積	生けがきの幅が 0.6m未満	0.6×延長
	既存生けがき		実面積	生けがきの幅が 0.6m以上	生けがきの幅×延長
	保存生けがき※ ² 良好な既存生けがき		実面積	①、②のどちらかに該当 ① 区の保存生けがきに指定済み ② 既存生けがきで、区が指定する保存生けがきと同等な生けがき	生けがきの幅 ×延長×1.5
樹 林 ・ 竹 林 ※ ¹	保存樹林等※ ² 既存樹林			①、②のどちらかに該当 ① 区の保存樹林・保存竹林に指定済みである ② 既存樹林・竹林で、区が指定する保存樹林 (300 m ² 以上)、保存竹林 (200 m ² 以上) と同等な樹林	保存した面積×1.5
	保存竹林等※ ² 既存竹林				
単 独 木	高 木	保存樹木※ ² 良好な既存樹木	緑被面積	①、②のどちらかに該当 ① 保存樹木※に指定済み ③ 以下の条件を満たす既存樹木 ・ 保存樹木の指定要件をみたす (幹周 120 cm以上等) ・ 樹勢が良好	樹高を樹冠径とした円の面積 = (樹高÷2) ² ×3.14 (m ² /本) (小数第三位切り捨て)
		新植 既存樹木			植栽時 樹高 3.0mより大きい
	小高木				植栽時 樹高 2.5m以上 3.0m 以下 成木時 3.0m以上

※¹ 新規植栽で樹林地を整備する場合は、樹木の分類毎に計算する

※² 東京都板橋区緑化の推進に関する条例第7条で指定されているもの

緑化面積の算入方法

1) 新規植栽

緑被地は実面積、単独木は緑被面積を算入します。

地被類のみで構成されている植込地は緑化面積に算入できません。

緑化面積とする場所は上空が遮蔽されていない場所とします。

ただし、植物の生育環境として支障がないと認められる場合には、その一部を天空でない場所に設けることができます。詳しくはご相談ください。

2) 緑地の保存

既存の緑は、現状のまま保存するか、移植を行う等、できるだけ残してください。

既存の良好な樹木や樹林地を保存する場合は、緑化面積の優遇を受けることができます。

保存樹木、保存生けがき、保存樹林、保存竹林は、東京都板橋区緑化の推進に関する条例第7条で指定されています。これらは現状のまま保存してください。

既存の緑をやむを得ず伐採する場合は、緑化計画の中で既存樹と同じ樹種を植栽する等将来に向けての回復を検討してください。

伐採した樹木を再資源化施設に持ち込む等、リサイクルを図ってください。

3) 緑化施設

区が指定する以下の緑化施設は、緑化面積に含めることができます。事前にみどりと公園課に相談してください。

▼緑化面積に算入できる緑化施設

施設名	条件
池、水面	・他の植込地と一体的に整備されていること ・修景的な整備をされていること
祠、史跡等の歴史資源	・他の植込地と一体的に整備されていること

4) 公開空地

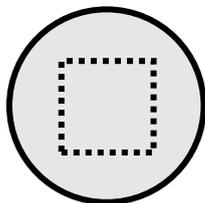
区が指定する公開空地は、一定の条件を満たす場合緑化面積に含めることができます。

(P27「【公開空地】緑化計画の基準」参照)

【補足】「高木・小高木」の面積算入方法

1) 「高木・小高木」の樹冠径が植込地より大きい場合

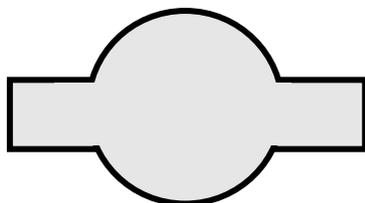
「単独木」として面積算入することができます。植込地面積とのダブルカウントはできません。



2) 植込幅が「高木・小高木」の樹冠径より狭い植込帯と一体となった場合

「単独木」と「緑被地」として面積算入することができます。

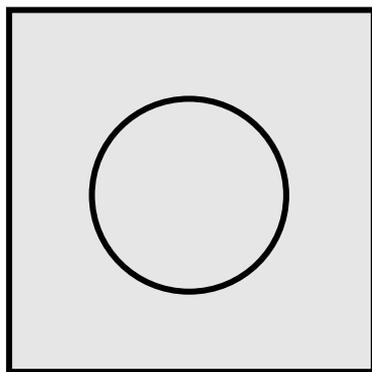
「緑被地」と「高木・小高木」の樹冠径が重なっている部分はダブルカウントせず、下図のとおり面積算入します。



3) 「高木・小高木」の樹冠径が植込地より小さい場合

「緑被地」として扱い、緑被地の実面積を面積算入します。

「単独木」として面積算入することはできません。



注意：敷地からはみ出している樹冠部分や、建物と重なっている樹冠部分の面積については緑化面積から除外してください。

6 【地上部】緑化計画の基準

緑被地の幅と長さはそれぞれ50cm以上確保します

緑被地に砂利を敷く場合は緑化面積に算入できません

植栽する樹種に応じて、必要な土壌の厚さを確保します

他の法令等により植栽ができない区域※は、原則緑化面積に算入できません

※東京都建築安全条例の避難通路や窓先空地など

緑化面積に算入する場所の上部が、遮へいされてはいけません

※植物の生育上、支障がないと認められる場合には、一部を天空でない場所に設けられる

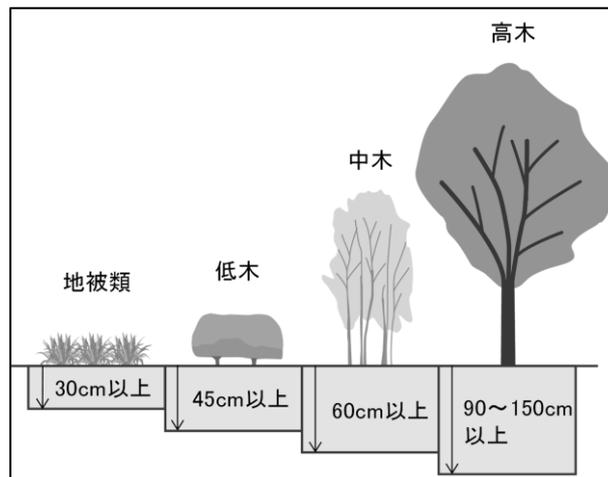
緑被地の地下に構造物があってははいけません

※植物の生育上、支障がないと認められる場合には、防火貯水槽等を設置できる

地上部緑化の基本

- ・塀やフェンスを接道部に設置する場合は、できる限りセットバックして道路側に緑化しましょう。
- ・植込地の土壌が過湿、ガラ、やせ地等により植物の生育に不適切な場合は、客土や土壌改良を行いましょう。
- ・公共性の高い場所では、樹名板を設置する等、環境教育にも配慮しましょう。

▼植栽に必要な土層の厚さ



※土層が薄くても、樹木等の生育が可能な人工改良土壌等を用いる場合は上記によらない
※木本性ツル植物については、使い方に応じて適切な土層の厚さを確保する

▼植物の生育に適する土壌条件

- 砂や粘土などが適当に混り有機質に富む
- 空隙が多く通気性がよい
- 柔らかく団粒構造である
- 養分と水分を適当に含む
- 水はけがよく保水力もある
- 酸性度（pH）が中性に近く有害成分を含んでいない

7 【地上部】植栽本数の基準について

植栽本数基準面積の算出

＝地上部必要緑化面積^{※1}－ 緑が担保された空間の面積^{※2}

※1 ・屋上部から地上部への振替を含む
・地上部から屋上部・壁面への振替を除く

※2 緑が担保された空間とは
・緑化面積へ算入を認められた公開空地、緑化施設、樹林及び竹林

植栽本数基準面積 10㎡あたり

小高木	}	1本 [※]
中 木		2本 [※]
低 木		10株 [※]

※数値は少数点第一位を四捨五入
※形状の大きな樹木への換算が可能

形状の大きな樹木への換算方法

樹木の本数は、より形状の大きな樹木分類への換算を認めます。

認められる例

基準本数より小高木を増やし、中木や低木を減らす
基準本数より中木を増やし、低木を減らす。

樹木形状一覧表（次ページ）により樹木形状を換算後が換算前と同等かそれ以上となるようにしてください。

▼樹木形状一覧表

樹木分類	樹高（植栽時）	樹木形状
低 木	0.3m 以上 1.0m 未満	0.4
中 木	1.0m 以上 2.5m 未満	1
小高木	2.5m 以上 3.0m 以下	3
高 木	3.0m より大きい	$(\text{樹高} \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$ ※小数第 1 位を四捨五入 計算結果は、下表の「高木の樹木形状換算表」を参照

▼高木の樹木形状換算表

樹木分類	樹高（植栽時）	樹木形状換算係数	樹高（植栽時）	樹木形状換算係数
高木	3.1m 以上 3.4m 以下	4	6.8m 以上 6.9m 以下	18
	3.5m 以上 3.7m 以下	5	7.0m 以上 7.1m 以下	19
	3.8m 以上 4.1m 以下	6	7.2m 以上 7.3m 以下	20
	4.2m 以上 4.4m 以下	7	7.4m	21
	4.5m 以上 4.7m 以下	8	7.5m 以上 7.6m 以下	22
	4.8m 以上 4.9m 以下	9	7.7m 以上 7.8m 以下	23
	5.0m 以上 5.2m 以下	10	7.9m	24
	5.3m 以上 5.4m 以下	11	8.0m 以上 8.1m 以下	25
	5.5m 以上 5.7m 以下	12	8.2m 以上 8.3m 以下	26
	5.8m 以上 5.9m 以下	13	8.4m	27
	6.0m 以上 6.1m 以下	14	8.5m 以上 8.6m 以下	28
	6.2m 以上 6.3m 以下	15	8.7m	29
	6.4m 以上 6.5m 以下	16	8.8m 以上 8.9m 以下	30
	6.6m 以上 6.7m 以下	17	9.0m	31

地上部緑化の基本

①樹木の配置

- ・公園や緑道に隣接している場合は、公園や緑道の緑との調和や連続性を意識した緑化を行いましょよう。
- ・道路から見える場所に、ごみ置き場、自転車・バイク置き場、自動車駐車場、キュービクル（設備機器）等がある場合は、目隠しとなる緑化（生垣等）を行いましょよう。
- ・隣地境界付近の植栽は、越境枝等によりトラブルの原因にならないように注意しましょよう。
- ・これらのほか、都市計画課都市景観係の「みどりのヒント集」も参考に、景観形成に配慮した緑化を計画しましょよう。

②樹種

- ・多様な樹種を取り入れ、花や葉の色の濃淡、紅葉・黄葉などにより季節感や自然の美しさを感じられる緑化に努めてください。
- ・高さの異なる樹木や、曲線的なフォルムの樹木と樹形の整った樹木を組み合わせることで、変化やメリハリのある緑化に努めてください。（P.30の樹種リストを参照）
- ・やむを得ず年間をとおして日当たりが良好ではない場所に樹木を植える場合は、耐陰性の高い植物（カクレミノ、アオキ、ヤツデ、カンチク、シャガなど）を完成形に近い樹形で植栽しましょよう。
- ・植込地の環境（日当たり等）や植物の持つ機能（防火機能等）、生長後の大きさ（高さと枝張り）、維持管理を想定した樹種を選定しましょよう。
- ・道路沿いの植栽は、見通しの確保や、車・歩行者の通行に支障をきたさないような樹種を選定しましょよう。
- ・ツバキ、サザンカ、チャノキなどのツバキ科の植物を植栽する場合は、チャドクガ（虫の体毛や抜け殻等によって肌がかぶれる）が発生する可能性があるため配慮しましょよう。

8 【接道部】必要接道部緑化延長

必要接道部緑化延長 = 接道部延長 × 接道部緑化率※

※敷地の用途と面積に応じた率（0.2～0.8）（下表：接道部緑化率一覧）

※接道部の緑化面積は、地上部の必要緑化面積に含む

▼接道部緑化率一覧

区分	事業面積					
	350㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1000 ㎡未満	1000㎡ 以上 3000㎡ 未満	3000㎡ 以上 1万㎡ 未満	1万㎡ 以上 3万㎡ 以上	3万㎡ 以上
住宅、宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10		8/10
屋外運動競技施設、 屋外娯楽施設、墓地、廃 棄物等の処理施設	6/10	7/10			8/10	
工場、店舗、事務所、駐 車場、資材置場、作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校、医療施設、 福祉施設、集会施設	5/10	6/10	7/10			8/10
上記以外の施設	2/10	3/10	6/10		7/10	

用語解説

接道部延長 ……敷地のうち、道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や道路等）に接する部分の長さをいいます。

接道部緑化延長 ……緑化されている接道部延長をいいます。

必要接道部緑化延長 ……建築行為等を行う土地に確保しなければならない最小の接道部緑化延長をいいます。

9 【接道部】緑化計画の基準

道路^{※1} から平行に 5 m 程度の範囲内に緑化^{※2} を行います

※1 道路には、公道、私道を問わない

※1 通常、一般の通行に利用される道・通路等を含む

※2 緑化は、建物や塀等で遮られず、道路から容易に見通せること

※2 道路からの見通しに支障のないと認められる範囲内で、フェンスを設置することができる
(みどりと公園課に要相談)

緑化延長の計算式

⇒ 緑被地延長^{※1} + 単独木の樹冠径^{※2} + 生けがき延長
+ 壁面緑化延長^{※3}

※1 緑被地延長には縁石を含まない（土の部分のみ）

※2 小高木、高木を対象とし、樹冠が重なる部分は延長に含めない

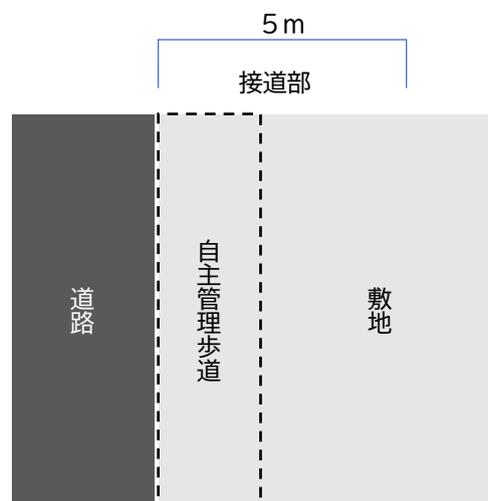
※3 植栽基盤延長

自主管理歩道がある場合

「大規模建築物等指導要綱」に基づく自主管理歩道がある場合は「敷地の一部」とみなします。

法令及び個別の事情により基準の適用について検討が必要な場合は、早めに協議するようにしてください。

▼自主管理歩道がある敷地の接道部の考え方



10 【屋上部】屋上部必要緑化面積の計算

屋上緑化対象面積の算出

転落防止柵などで安全が確保されている面積

－ 緑化が困難な部分の面積^{※2}

※2 「緑化が困難な部分」とは建物の維持管理に必要な施設等を指す

屋上部緑化対象面積は、以下の条件を満たす場所です

- ① 建物の屋上又はひさしの無いベランダであること（専用バルコニーは除く）
- ② 共用部から階段などで容易に出入りができること（点検用のタラップを除く）

屋上部必要緑化面積の計算式

⇒屋上部緑化対象面積[※] × 0.2

屋上部での緑化が困難な場合は、屋上部の必要緑化面積の全てを地上に振り替えることができます

用語解説

屋上部必要緑化面積…緑化申請の対象となる建築物の屋上部等に設けなければならない最小の緑化面積をいいます。

11 【屋上部】「緑化面積」として算入可能なもの

樹木と地被類を緑化面積として計算します

屋上部緑化面積

⇒ 地被類のみで構成された植込地面積 + 樹木の緑被面積 × 本数

緑化面積に算入できる植物

樹木に加え、地被類のみで構成されている植込地を面積算入することができます。

緑化面積の算入方法

地被類で構成される植込み地は実面積、樹木は緑被面積で算入します。

地上部の必要緑化面積を屋上部へ振り替える際に、地被類で緑化する場合は、振替面積の2倍を屋上部で確保する必要があります。

▼緑化面積の算入方法

区分	算入面積	条件	計算式
地被類	実面積	植栽地の概ね半分以上が 地被類で覆われていること	1 m ² あたり 1 m ² (実面積 × 1 m ²)
地被類 ※地上部からの 振り替え	実面積	植栽地の概ね半分以上が 地被類で覆われていること	1 m ² あたり 0.5 m ² (実面積 × 0.5 m ²)
高 木	緑被面積	樹高 3.0m より大きい	{(樹高 × 0.7) ÷ 2} ² × 3.14 (m ² /本) (小数第三位切り捨て)
小高木		樹高 2.5m 以上 3.0m 以下	3.0 (m ² /本)
中 木	緑被面積	樹高 1m 以上 2.5m 未満	1.0 (m ² /本)
低 木	緑被面積	樹高 0.3m 以上 1m 未満	0.4 (m ² /株)

12 【屋上部】緑化計画の基準

屋上部の必要緑化面積分の緑化が必要です

地上部の必要緑化面積の30%※までを、屋上部に振り替えることができます

※屋上部と壁面を合計して30%まで

屋上部の必要緑化面積を、地上または壁面に振り替えることができます

※屋上部の必要緑化面積のすべてを振り替え可能です

1箇所あたりの最小植栽面積は1㎡です

花壇、市民農園※を緑化面積に算入することができます

※維持管理計画書により維持管理体制が担保されているもの

原則※転落防止柵の内側に植栽をします

※自動灌水設備などにより、安全に維持管理が可能な場合は転落防止柵の外側も植栽可能です

植栽柵※は、1つ当たり概ね100リットル以上の容量が必要です

※大型プランター等を植栽基盤として利用する場合

屋上部緑化の基本

- ・樹木の生長や土壌の含水も考慮した上で、建築物の許容荷重を超えないよう十分注意して設計してください。
- ・植栽基盤は、樹木等を維持・育成する植栽土壌等、排水層・保水層、構造物への根の侵入を防ぐ防根層、防水層によって構成します。
- ・地被類を植栽する場合は、地被類に覆われた部分が概ね半分以上を占め、かつ均一に散らばるように植栽してください。
- ・樹木を植栽する場合は、植栽基盤厚に適した形状寸法の樹木を選びましょう。
- ・風の影響が大きな場合は、高木単独の植栽を避けましょう。高木を植栽する場合は、防風のための生垣やルーバーを設けたり、支柱や根鉢の支持材を設置するなどの十分な風倒防止対策をとりましょう。
- ・土壌の乾燥と飛散を防ぐため、マルチング材（地被植物、バーク、不織布など）で覆いましょう。
- ・植物の良好な生育のために、水栓や自動灌水装置、雨水貯留設備等の灌水設備を設置しましょう。

13 【壁面緑化】緑化計画の基準

建築物の壁面に補助資材を設置しツル植物等^{※1}で覆います

※1 木本のツル植物や草本多年生のツル植物

補助資材で覆われた面積を緑化面積として計算します

植栽基盤から高さ3.0m以内^{※2}の範囲を緑化面積に算入可能です

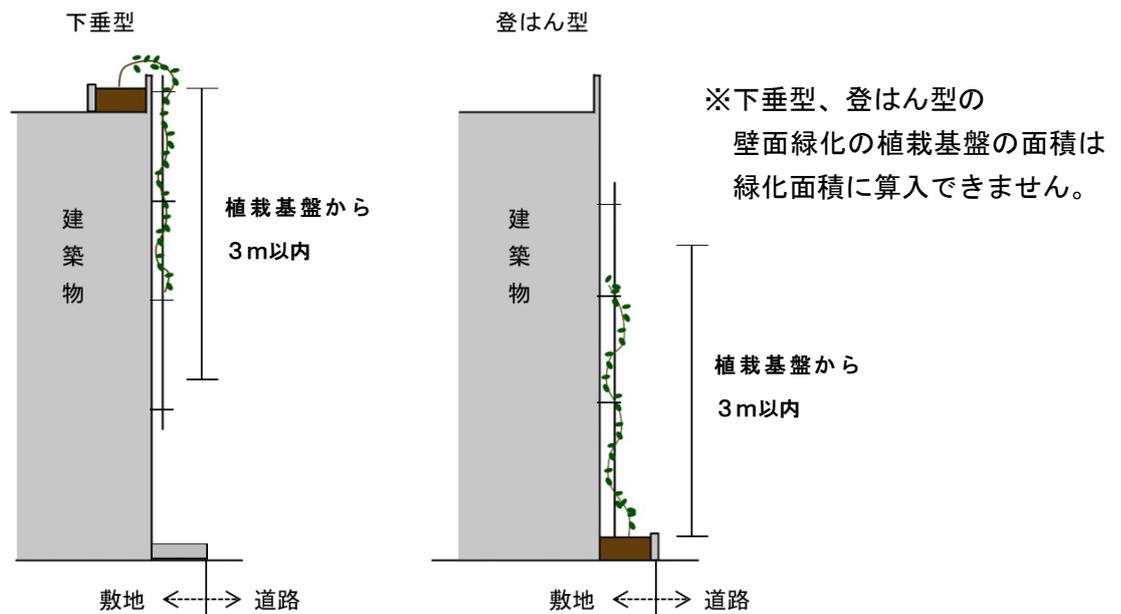
※2 1箇所につき高さ3.0m以内

地上部の必要緑化面積の30%^{※3}までを、壁面緑化に振り替えることができます

※3 屋上部と壁面部を合計して30%まで

屋上部の必要緑化面積のすべてを壁面緑化に振り替えることができます。

接道部の壁面緑化は、接道部緑化延長に算入できます



壁面緑化の基本

- ・壁面緑化の種類（工法）に応じた土壌を選びましょう。
- ・植物を選ぶ際には、果実や果汁の落下や飛散による事故や汚れの発生、落葉の管理や落葉による景観への影響について検討し、設置場所や利用形態に応じた適切な種類を選びましょう。
- ・植栽する植物の生長限界を検討し、補助資材の設置高さを設定しましょう。

用語解説

壁面緑化 ……………建物の壁面に設置された補助資材を、ツル植物等によって覆ったものをいいます。

▼主な壁面緑化の種類

壁面緑化の種類	緑化の方法	補助資材の利用
巻き付き登はん型	壁に格子状の補助資材（ネットなど）を設置し、これに巻き付き型のツル植物を絡ませる方法	あり
下垂型	屋上部や壁面上部にプランターを設置し、下垂型植物を植栽して、上部から壁面を覆う方法	あり
プランター型	壁面にフレームなどを設置し、そこにプランターを設置し、植物を植栽する方法	一体型
ユニット型	壁面にフレームなどを設置し、そこに植物と植栽基盤が一体化したユニットを設置する方法	一体型

14 【公開空地】緑化計画の基準

公開空地が、①～③全ての条件を満たす場合、全面積を緑化面積に算入できません

①道路、公共施設に隣接し、公開空地面積が500㎡以上※

※総合設計制度、高度利用地区等が適用される敷地は、各制度における要件を満たしていること

②広場面積の20%以上を緑化

※緑地面積の算定は、緑化面積とする緑地の整理と同様（P.12）

③地域に貢献する施設整備・緑化の実施

地域貢献に関する施設整備・緑化の実施

・次のいずれかに該当する施設整備・緑化が行われていることが必要です。

▼地域に貢献する施設整備・緑化条件

条件	概要
③ - A	地域住民が利用可能な以下のいずれかの整備 ・休養施設（ベンチ、スツール、四阿等） ・修景施設（コミュニティガーデン、水景施設等） ・防災施設（災害用トイレ、防災井戸、防火水槽等）等
③ - B	「板橋区都市づくり推進条例」に基づく「都市づくりへの要望」を反映した緑化、緑地保全、広場整備等の実施

▽注意▽

・公開空地（緑地広場）

板橋区大規模建築物に該当する場合、緑地広場の設置が必要になることがあります。整備内容等については、みどりと公園課と事前協議をしてください。

・公開空地（有効空地等）

面積規模、利用形態、構造等に応じて適切な植栽が必要です。具体的な植栽量等についてはご相談ください。

15 緑化計画の注意事項～緑のネットワーク形成への配慮～

A	崖線の緑地の保全	崖線や崖線に連続した緑を極力保全し、緑の連続性を保ちましょう
B	石神井川沿いの景観形成	石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し緑化しましょう。特に、公共空間に向けて緑を配置することで、大きな緑地のまとまりをつくりましょう。また、屋上や壁面を積極的に緑化しましょう。
C	在来種の利用 生物多様性への配慮	板橋区周辺に生育する在来種を積極的に利用し、侵略的な外来種は避けましょう。また、鳥や昆虫類の餌や産卵場所となる植物を積極的に植えましょう

A. 崖線の緑地の保全

- ・敷地内に、崖線及び崖線に連続する緑がある場合は、これらの緑を極力保全するとともに、これらの緑との連続性に配慮した緑化に努めましょう。
- ・社寺などの歴史的・文化的資源周辺では、歴史的・文化的資源周辺の緑との調和・連続性を意識した緑化を行いましょ。
- ・樹種を選ぶ際は、武蔵野台地の雑木林にあう樹種、崖線沿いの樹林地等に生息する野鳥の食餌木である実のなる木の活用に配慮しましょう。

▼武蔵野台地の雑木林にあう樹種

都立赤塚公園にある主な樹木	サクラ、ケヤキ、ムクノキ、エノキ、マテバシイ、シロダモ、ミズキ、モクセイ、アジサイ、ツツジ、タケ、ウメなど
他に雑木林で見られる樹木	エゴノキ、カクレミノ、ガマズミ、ギンモクセイ、コナラ、クヌギ、シラカシ、ソヨゴ、ナツツバキ、ネジキ、ノムラモミジ、マユミ、ムラサキシキブ、ヤマツツジ、リョウブなど

▼野鳥の食餌木

春から夏に実のなる木	キイチゴ類、ユスラウメ、ニワウメ、ナツグミ、クワ など
秋に実のなる木	アオキ、ウメモドキ、ソヨゴ、ナンテン、ニシキギ、マユミ、モチノキ、ヤマボウシ など

(出典：板橋区都市計画課都市景観担当「みどりのヒント集」)

B.石神井川沿いにおける景観形成

- ・区内を代表する桜の名所となっている石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、敷地内の緑化を図り、特に公共空間に向けた緑の配置に努めましょう。また、石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、屋上や壁面の緑化を図りましょう。
- ・大規模な敷地においては、できる限り石神井川に向けて緑を配置しましょう。また、公開空地等のオープンスペースが、区民の憩いの場となるよう、植栽、ベンチ等の設置等による工夫を図るよう配慮しましょう。
- ・小規模な敷地では、石神井川沿いに生垣や、シンボルツリーを設けるよう努めましょう。
- ・樹種を選ぶ際は、石神井川の川辺・水辺に合う樹木の植栽に努めましょう。

▼川辺・水辺に合う樹木【里山の川の雰囲気を出す場合の参考例】

高木	アオダモ、アカシデ、ウメ、カエデ・モミジ類、カツラ、クスノキ、コナラ、シヤラ、シラカシ、ソメイヨシノ、ソロ、ヤナギ類、ヤブツバキ、ヤマボウシ など
中低木	アセビ、ウバメガシ、コデマリ、ハナイカダ、ヒュウガミズキ、ミツマタ、ヤブデマリ、ヤマツツジ、ヤタマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ など

(出典：板橋区都市計画課都市景観担当「みどりのヒント集」)

C.生物多様性への配慮

- ・生物多様性に配慮した植栽の推進や、在来動物の生息空間のネットワーク化を図る観点から、在来種（植栽を行う地域に自然分布している植物）の活用に努めましょう。また、鳥や昆虫類の餌や産卵場所となる植物の活用にも努めましょう。
- ・栽培品種（園芸品種を含む）や、侵略的でない外来種（地域の生態系に悪影響を与える恐れがないと考えられる植物）は、土地の用途や防災等、植栽の目的に応じて適切に活用しましょう。

◆栽培品種（園芸品種を含む）の例

ソメイヨシノ、オオムラサキ、クルメツツジ、ヤエヤマイブキ、ワビスケなど

◆侵略的でない外来種の例

クスノキ、イチョウ、ハナミズキ、モミジバフウ など

- ・本来の自然分布では板橋区周辺に生育しない植物や、在来種ではあるものの繁茂して生態系に悪影響を与えるおそれのある植物を利用する場合は、種子で広がる植物は種子ができる前に刈り取る、茎や根で広がる植物は定期的に刈り込むなど、その植物が周りに広がらない配慮をすることが望まれます。

◆繁殖力の旺盛な在来種の例

アズマネザサ など

◆侵略的とされる外来種の例

シュロ、モウソウチク、ピラカンサ類（タチバナモドキ、トキワサンザシ等）、ニワウルシ（シンジュ） など

- ・特定外来生物、生態系被害防止外来種に該当する植物は、生物多様性保全の観点から、植栽を行わないように注意しましょう。特に、特定外来生物は、地域の生態系に悪影響を与えるものとして、植栽や植物の移動が法律で禁止されています。
- ・それぞれに該当する種の詳細については、東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にしてください。

16 緑化計画の参考資料～樹種リスト～

①葉の色に特徴のある樹木

葉の色		樹種名
新葉の色彩	白	トチノキ
	淡紅～紅	アカシデ、アセビ、カナメモチ、クスノキ、サルスベリ、ナンテン
	淡黄～橙	カツラ、ヤマザクラ
	淡緑	アラカシ、カエデ類、ツバキ
	黄緑	ドウダンツツジ、ケヤキ
	黄	モクセイ、モチノキ
紅葉	カエデ・モミジ類、クサツゲ、サツキ、テイカカズラ、ドウダンツツジ、ナナカマド、ナンテン、ニシキギ、ハウチワカエデ、ハナミズキ、ヒイラギナンテン、メギ、ヤマボウシ、ヤマモミジ、レンゲツツジ	
黄葉	イチョウ、カツラ、トチノキ、ホオノキ	
斑入り	アオキ、アジサイ、イブキ、ジンチョウゲ、ハナミズキ、ヒイラギ、ヘデラ、マサキ、ヤツデ	

②花の色に特徴がある樹種

花の色	樹種名
黄色	エニシダ、サンシュユ、ヒュウガミズキ、ビヨウヤナギ、マンサク、レンギョウ、ヤマブキ
赤色	カイドウ、サルスベリ、ツツジ、ヤブツバキ
白色	ハナミズキ、ウメ、ウツギ、クチナシ、コデマリ、コブシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ハクウンボク、ハクモクレン、ユキヤナギ、リュウキュウツツジ
青紫色	アジサイ、シモクレン、ムクゲ、ライラック
橙色	キンモクセイ、ヤマツツジ、レンゲツツジ

③実の色を楽しめる樹種

実の色	樹種名
赤色	アオキ、ウメモドキ、サンゴジュ、シロダモ、セイヨウヒイラギ、センリョウ、ソヨゴ、ナナカマド、ナンテン、トベラ、ハナミズキ、ピラカンサ、マサキ、マンリョウ、モッコク、ヤブコウジ、ヤマボウシ
黄色	イチョウ、クチナシ、センリョウ
白色	センリョウ
青紫色	アケビ類、コムラサキシキブ

④花に芳香のある樹木

ウメ、エゴノキ、エンジュ、カラタネオガタマ、キンモクセイ、クチナシ、コブシ、サトザクラ（ニオイザクラ類）、シモクレン、ジンチョウゲ、テイカカズラ、ナンテン、ハクモクレン、ヒサカキ、ヒイラギ、ホオノキ、ミヤマシキミ、モクセイ、モッコク、ライラック
--

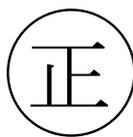
日陰に耐える樹種

強度	樹木分類	樹種名
強耐陰性	高木・中木	カクレミノ、ソヨゴ、ヒイラギ
	低木	アオキ、イヌツゲ、ヒイラギナンテン、ヒサカキ、 ホソバヒイラギナンテン、マンリョウ、ヤツデ
耐陰性	高木・中木	イチイ、イヌマキ、クロガネモチ、サカキ、サンゴジュ、タブノキ、 ツバキ、ヒメユズリハ、モチノキ、モッコク、ユズリハ
	低木	アジサイ、アセビ、アベリア、ガクアジサイ、カルミア、カンツバ キ、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、センリョウ、トベラ、 ハマヒサカキ、マサキ、ミヤマシキミ、ヤツデ、ヤマツツジ
半耐陰性	高木・中木	アラカシ、ウバメガシ、エゴノキ、サワラ
	低木	キンシバイ、ナンテン、ニシキギ、ネズミモチ、ハクチョウゲ、ヒ イラギ、モクセイ、ムクゲ

⑥樹木の防火ランク

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
強	イヌツゲ、キツタ、クチナシ、 ゴムノキ、サザンカ、サンゴ ジュ、ジンチョウゲ、タラヨ ウ、ツバキ、トベラ、ヒイラ ギ、モチノキ、ヤツデ	イチヨウ、エンジュ、オニグ ルミ、シンジュ、スズカケノ キ、トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、 カラマツ、コウヤマキ、スギ、 ヒノキ
中	アオキ、アラカシ、ウバメガ シ、カナメモチ、キンモクセ イ、クスノキ、サカキ、シキ ミ、シャリンバイ、シラカシ、 スダジイ、タイサンボク、ネ ズミモチ、ヒサカキ、ビワ、 マサキ、マテバシイ、モッコ ク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジ ク、イヌエンジュ、ウメ、ク ヌギ、クリ、クワ、ケヤキ、 コナラ、シナノキ、トチノキ、 ナツズタ、ナナカマド、ニセ アカシア、ハクウンボク、ハ クモクレン、フウ、ホオノキ、 ミズキ、シダレヤナギ	イメガヤ、カヤ、クロマツ、 コウヨウザン、サワラ、タギ ヨウショウ、トウヒ、ヒマラ ヤスギ、ヒムロスギ、モミ
弱		イタヤカエデ、エノキ、カツ ラ、サルスベリ、フジ、ムク ノキ	エゾマツ、カイズカイブキ、 トドマツ、ネズミサシ、ヒヨ クヒバ

出典：一般社団法人日本公園緑地協会「改訂 27 版造園施工管理 技術編」（原典；建設省都市局公園緑地課／震災に対応した緑とオープンスペース整備計画・設計マニュアル策定調査



第5号様式(第7条の2関係)

年 月 日

(あて先)

東京都板橋区長

届出者 住所(所在地)

板橋区 板橋2-66-1

氏名(法人・代表者名)

板橋 太郎

緑化計画届出書

東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)第13条の3第1項の規定に基づき、同項3号に規定する開発行為等を行う土地の緑化(保存に関する事項を含む。)に関する計画を策定したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発行為等を行った土地の所在地

(1)地番 板橋区 板橋〇-〇〇〇〇-〇

(2)住居表示 板橋区 板橋〇-〇-〇〇

2 開発行為等を行った土地の面積 598.74 m²

3 緑化計画に関する事項を明らかにする図面等(別添のとおり)

4 緑化完了予定年月日 令和5年7月

(規格JIS A4)

事業概要書

事業地	地番	板橋区	板橋〇-〇〇〇〇〇-〇				
	住居表示	板橋区	板橋〇-〇-〇〇				
	土地利用現況	駐車場		事業面積		598.74	m ²
構成	用途地域		建ぺい率			区域面積	
	第一種住居	地域	70	% (うち割増	10	%)	598.74 m ²
		地域		% (うち割増		%)	m ²
建築物の 主要用途	共同住宅		建築面積	〇〇	m ²	屋上緑化 対象面積	103.92 m ²
			延床面積	〇〇	m ²	緑化 完成予定	5年7月
建築行為	適用法令	1	都市計画法第29条		2	宅地造成等規制法第8条第1項	
		3	建築基準法第6条第1項 (建築確認)		3	建築基準法第18条第2項 (建築通知)	
	板橋区大規模建築物等指導要綱 適用事業 (1) / (2) / (3) / 該当せず						
施行者		氏名(法人・代表者名)	担当者	住所(所在地)		電話番号	
	事業者	板橋太郎		〒 173-0004 板橋区板橋2-66-1		03-0000-0000	
	設計者	板橋建設 一級建築士事務所	加賀	〒 173-0023 板橋区大山町〇〇		03-0000-0000	
	施工者	板橋建設株式会社	大山	〒 173-0003 板橋区加賀〇-〇-〇		03-0000-0000	

- 1 空欄に必要事項を記入してください。
- 2 適用法令は、該当する番号に○印をつけてください。

緑化概要書

地上部 緑化対象 面積	事業面積 598.74 m ²	控除施設面積 0.00 m ²	地上部緑化対象面積 598.74 m ²	控除する施設の名称					
必要 緑化 面積	地上部緑化対象面積 598.74 m ²	建蔽率 0.7	必要緑化面積 (一部) 35.92 m ²						
	$\frac{\text{地上部緑化対象面積}}{\text{区域面積}} \times \text{緑化率} = \frac{598.74 \text{ m}^2}{598.74 \text{ m}^2} \times 0.2 = 0.2$								
	地上部緑化対象面積 598.74 m ²	建蔽率	必要緑化面積 (一部) m ²						
	$\frac{\text{地上部緑化対象面積}}{\text{区域面積}} \times \text{緑化率} = \frac{\text{m}^2}{598.74 \text{ m}^2} \times 0.2 =$								
屋上部	屋上部緑化対象面積 103.92 m ²	0.2	必要緑化面積 (一部) 20.78 m ²						
地上部必要緑化面積+屋上部必要緑化面積			必要緑化面積 56.70 m ²						
計画 緑化 面積	※地上部 計画緑化面積 37.44 m ²	※屋上部 計画緑化面積 16 m ²	※振替面積 (地上→屋上・壁面) m ²	※振替面積 (屋上→地上) m ²	 計画緑化面積 72.94 m ²				
$\begin{aligned} & \text{※振替面積 (屋上→壁面)} + \text{樹林・竹林面積} \times 1.5 + \text{公開空地} + \text{緑化施設} \\ & 19.5 \text{ m}^2 + \text{m}^2 \times 1.5 + \text{m}^2 + \text{m}^2 = \end{aligned}$									
地上部 必要 植栽 本数	地上部 必要緑化面積	樹林・竹林面積 ×1.5	公開空地	緑化施設	小高木 必要植栽本数 4 本				
	$\left(35.92 \text{ m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 \right) \times 1/10 =$	$\left(35.92 \text{ m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 \right) \times 2/10 =$	$\left(35.92 \text{ m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 \right) \times 10/10 =$	中木 必要植栽本数 7 本	低木 必要植栽本数 36 株				
	$\left(35.92 \text{ m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 - \text{m}^2 \right) \times 10/10 =$								
計画 植栽 本数	地上部		屋上部		壁面	樹林 竹林	公開空地	緑化施設	合計
	新植	既存	新植	既存					
	高木	1 本	本	本	本	本	本	本	1 本
	小高木	3 本	本	本	本	本	本	本	3 本
	中木	29 本	本	本	本	本	本	本	29 本
	低木	103 株	株	20 株	株	株	株	株	123 株
地被	m ²	m ²	8.00 m ²	m ²	19.50 m ²	m ²	m ²	m ²	27.50 m ²

1 端数処理は小数第3位を切り捨てして第2位までとします。

2 ※印の面積は必要緑化面積の合計を下回らない範囲で緑化面積求積図の値と異なってもかまいません。

緑化面積および植栽量計算書

1 接道部緑化基準

接道部緑化延長	接道部延長	接道部緑化率	接道部緑化基準
31.17 m	48.82 m	0.5	24.41 m

$$31.17 \text{ m} \geq 48.82 \text{ m} \times 0.5 = 24.41 \text{ m}$$

2 樹木形状の換算を行う場合

植栽する樹木の 樹木形状換算係数 の合計		必要植栽本数の 樹木形状換算係数 の合計		必要植栽本数の 樹木形状換算係数																
85.2	\geq	33.4		<table border="1"> <tr> <td>小高木</td> <td>4 本</td> <td>$\times 3 =$</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>7 本</td> <td>$\times 1 =$</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>36 本</td> <td>$\times 0.4 =$</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>33.4</td> </tr> </table>	小高木	4 本	$\times 3 =$	12	中木	7 本	$\times 1 =$	7	低木	36 本	$\times 0.4 =$	14.4	計			33.4
小高木	4 本	$\times 3 =$	12																	
中木	7 本	$\times 1 =$	7																	
低木	36 本	$\times 0.4 =$	14.4																	
計			33.4																	
植栽する高木の 樹木形状換算係数 の合計	+	植栽する小高木の 樹木形状換算係数 の合計	\geq	小高木の 必要植栽本数の 樹木形状換算係数																
6		9		12																
植栽する樹木の 樹木形状換算係数 の合計	-	植栽する低木の 樹木形状換算係数 の合計	\geq	必要植栽本数の 樹木形状換算係数 の合計																
85.2		41.2		33.4																
			\geq	低木の 必要植栽本数の 樹木形状換算係数																
				14.4																

3 振替面積の計算

●地上部から屋上部・壁面への振替

地上部必要 緑化面積		振替可能面積	地上部から屋上部 への振替面積	地上部から壁面 への振替面積
35.92 m^2	$\times 0.3 =$	10.78 m^2	\geq	$\text{m}^2 + \text{m}^2$

振替先の屋上部の緑化面積は、緑被面積の合計でとることができます。
屋上部緑化面積計算表により振替面積を計算してください。

●屋上部から地上部への振替

屋上部必要 緑化面積	\leq	屋上部から地上部 への振替面積	+	屋上部から壁面へ の振替面積	+	屋上部 植込地面積
m^2		m^2		m^2		m^2

樹木形状換算表

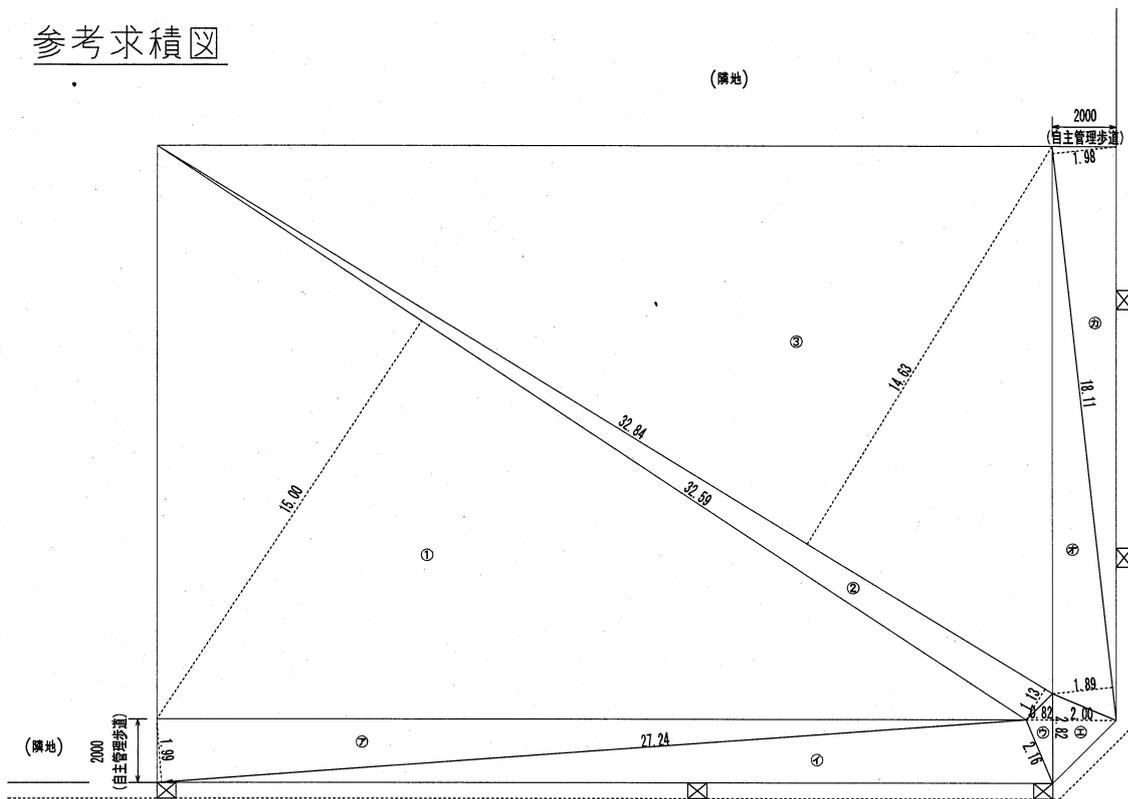
分類	樹高	1本当たりの樹木形状換算係数	植栽樹木の 本数	樹木形状換算係数	
低木	0.3m以上1m未満	0.4	103 株	41.2	
	低木の樹木形状換算係数の合計			41.2	
中木	1m以上2.5m未満	1	29 本	29	
	中木の樹木形状の換算の合計			29	
小高木	2.5m以上3.0m以下	3	3 本	9	
	小高木の樹木形状換算係数の合計			9	
高木	新植 又は 通常の 既存樹木	4 m以上	6	1 本	6
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
	保存樹木 又は 良好な 既存樹木	m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
		m以上		本	
高木の樹木形状換算係数の合計			1 本	6	
植栽する樹木の樹木形状換算係数の合計				85.2	

屋上部緑被面積計算表

屋上部植込地・地上部から屋上部への振替面積

分類	樹高	1本当たりの緑被面積	植栽樹木の本数	緑被面積
低木	0.3m以上1m未満	0.4㎡	20 株	8.0 ㎡
	低木の緑被面積の合計			8.0 ㎡
中木	1m以上2.5m未満	1㎡	本	㎡
	中木の緑被面積の合計			㎡
小高木	2.5m以上3.0m未満	3㎡	本	㎡
	小高木の緑被面積の合計			㎡
高木	m以上	0 ㎡	本	㎡
	m以上	0 ㎡	本	㎡
	m以上	0 ㎡	本	㎡
	m以上	0 ㎡	本	㎡
	m以上	0 ㎡	本	㎡
	高木は、次に示す算出式により算出してください。(小数第三位切り捨て) 緑被面積=(樹高×0.7×1/2) ² ×3.14			
高木の緑被面積の合計			本	㎡
地被類	屋上部植込地	1㎡	8.00 ㎡	8.00 ㎡
	地上部からの振替の場合	0.5㎡	㎡	㎡
	地被類の緑被面積の合計			8.00 ㎡
その他			㎡	㎡
			㎡	㎡
	緑被面積の合計			㎡
植栽する樹木の緑被面積の合計				16.00 ㎡

参考求積図



事業面積

記号	底辺	高さ	倍面積
①	32.59	15.00	488.85
②	32.84	1.13	37.1092
③	32.84	14.63	480.4492
⑦	27.24	1.99	54.2076
⑧	27.24	2.16	58.8384
⑨	2.82	0.82	2.3124
⑩	2.82	2.00	5.64
⑪	18.11	1.89	34.2279
⑫	18.11	1.98	35.8578
計			1197.4925
		倍面積×1/2	598.74625
面積			598.74

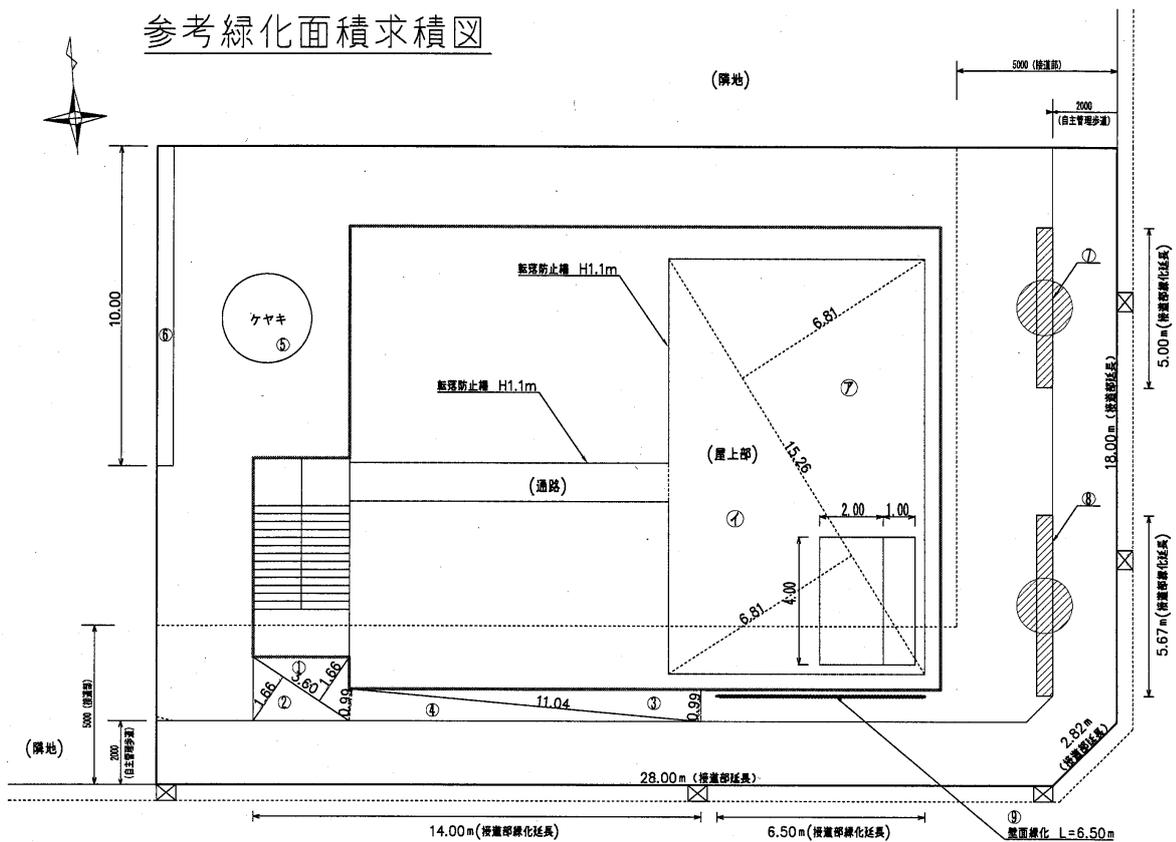
自主管理歩道面積

記号	底辺	高さ	倍面積
④	27.24	1.99	54.2076
⑤	27.24	2.16	58.8384
⑥	2.82	0.82	2.3124
⑬	2.82	2.00	5.64
⑭	18.11	1.89	34.2279
⑮	18.11	1.98	35.8578
計			191.0841
		倍面積×1/2	95.54205
面積			95.54

縮尺 S = 1/●●●●

板橋区〇〇〇〇番〇〇号 事業面積求積図

参考緑化面積求積図



屋上部面積

	記号	数式	数量	単位	備考
屋上部緑化対象面積	㉞	$6.81 \times 15.26 / 2$	51.96	m ²	
	㉟	$6.81 \times 15.26 / 2$	51.96	m ²	
合計			103.92	m ²	
屋上部植込地面積		4.00×3.00	12.00	m ²	

計画緑化面積

	記号	数式	数量	単位	備考
地上部緑被地	①	$3.60 \times 1.66 / 2$	2.98	m ²	
緑被地	②	$3.60 \times 1.66 / 2$	2.98	m ²	
	③	$11.40 \times 0.99 / 2$	5.64	m ²	
	④	$11.40 \times 0.99 / 2$	5.64	m ²	
樹木形状 単独木	⑤	$(4.0 \times 0.7 / 2) \times 3.14$	6.15	m ²	P12参照
生けがき	⑥	$10.00\text{m(延長)} \times 0.6$	6.00	m ²	P12参照
単独木+植込帯	⑦	4.04m ² (CADによる求積)	4.04	m ²	
	⑧	4.37m ² (CADによる求積)	4.37	m ²	
合計			37.80	m ²	
壁面緑被地	⑨	6.50×3.00	19.50	m ²	

※ 緑被地の面積に、植栽の緑石は含むことは出来ません。

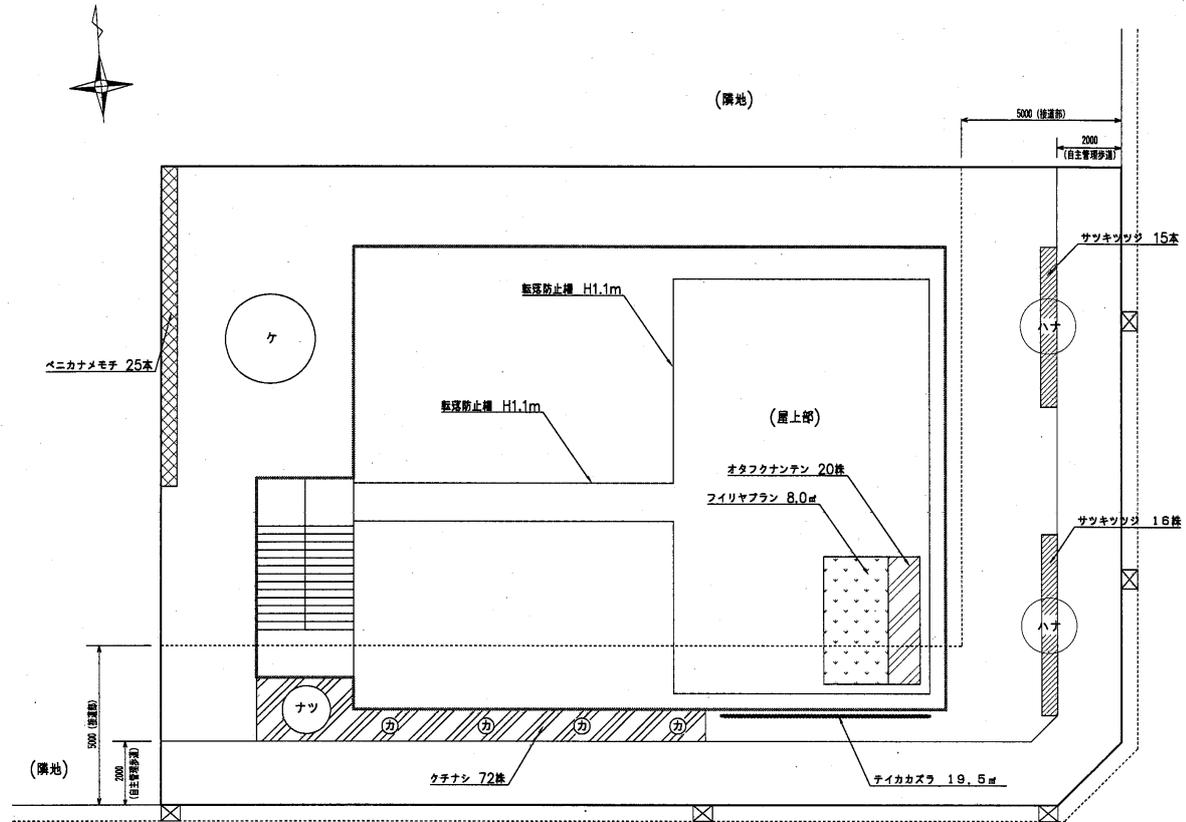
接道部延長 28.00+2.82+18.00=48.82m

接道部緑化延長 14.00+6.50+5.67+5.00=31.17m

縮尺 S = 1/●●●

板橋区OTO番〇号緑化計画緑化面積求積図

参考植栽計画図



植栽一覧

凡例	工種	形状・寸法	数量	単位	備考
地上部					
	クチナシ	低木 H:0.4 W:0.25	72	株	
	サツキツツジ	低木 H:0.3 W:0.4	31	株	
	カナメモチ	中木生理 H:1.5 W:0.4	25	本	
Ⓚ	カクレミノ	中木 H:1.5 W:0.5	4	本	
Ⓝ	ナツツバキ	小高木 H:2.5 C:0.1 W:0.6	1	本	
ハナ	ハナミズキ	小高木 H:2.5 C:0.10 W:0.6	2	本	
ケ	ケヤキ	高木 H:4.0 C:0.15 W:1.2	1	本	
屋上段					
	オタフクナンテン	低木 H:0.3 W:0.3	20	株	
	ファイリヤプラン	地被 3芽立ち 10.5pot	8.0	㎡	
壁面部					
	ティカカズラ		6.5	m	

縮尺 S = 1/100

板橋区OOTOO番OO号 緑化計画植栽計画図